

## 第9回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和4年2月25日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 南部部長・遠藤副部長・久米寛治委員・中村委員・久米博委員・森委員・吉岡委員・阪井委員・竹内委員・厚田委員・久積委員・山本委員・高谷委員・尾崎委員・井出委員・植田委員・西野委員
- 欠席委員 岡部委員・幸田委員
- 松江局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 松江局長 議案書の3ページ、第3号議案No.3・4の転用の目的にあります「特定建築条件付売買予定地」について、初めての案件になりますので、説明させていただきます。
- 特定建築条件付売買予定地とは、平成31年3月29日付け30農振第4002号通知で、建築条件付売買予定地の農地転用許可事務要領が定められた、「一定期間内に、指定した建設業者で家を建てる」という条件がついた分譲地のことであります。
- 特定建築条件付き売買予定地とするための農地転用許可を受けようとする場合にあっては、次の①～③の要件をすべて満たすことが必要となります。
- ①当該土地について、農地転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、当該農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について3ヶ月以内に建築請負契約を締結することを約束すること。
- ②土地購入者が農地転用事業者の指定する建設業者と3ヶ月以内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地の売買契約が解除されることが当該契約書において規定されていること。
- ③農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときには、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること。
- 許可条件としては、①許可に係る工事（住宅の建設工事を含む）が完了するまでの間、当該許可の日から1ヶ月後及び1年ごとの当該工事の進捗状況を報告するとともに、当該工事が完了したときは遅滞なくその旨を報告すること。
- ②農地転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこと。

許可後の措置としては、特定建築条件付き土地に係る転用事業については、上記の報告の際に①売買契約締結の状況、②建築請負契約締結の状況、③建築確認の状況、④土地の引渡しの状況、⑤農地転用事業者自らが住宅を建設することとなった状況等についても併せて確認すること、となっております。

南部部長

(部長挨拶)

それでは第9回農地部定例会を始めさせていただきます。

本日の議事録署名者は新野地区の中村委員と桑野地区の久米博委員にお願いします。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

ただし、農業委員会等に関する法律第31条により、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 10ページのNo.23～11ページのNo.25については〇〇〇〇委員の案件であるため別途審議とし、この案件以外を一括上程いたします。

議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。それでは椿地区からお願いします。

久米寛治委員

それでは椿地区からご報告します。椿地区は2月21日に福井公民館にて福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

南部部長

それでは福井地区からご報告します。福井地区は2月21日に福井公民館にて椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の7ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

南部部長

それでは橘地区からご報告します。橘地区今回議案はございません。

南部部長 次に、新野地区お願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は2月22日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の9ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

南部部長 次に、桑野地区お願いします。

森委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は2月21日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の10ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

南部部長 次に、見能林地区お願いします。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は2月18日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

南部部長 次に、富岡地区お願いします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は2月18日に事務局にて

見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の16ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

南部部長 次に、宝田地区お願いします。

厚田委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は2月18日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の16ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

南部部長 次に、長生地区お願いします。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は2月22日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の17ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

南部部長 次に、中野島地区お願いします。

遠藤副部長 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は2月22日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の18ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

南部部長 次に、大野地区お願いします。

山本委員 それでは大野地区からご報告します。大野地区は2月17日に上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の20ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

南部部長 次に、加茂谷地区お願いします。

高谷委員 それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区今回議案はございません。

南部部長 次に、那賀川地区お願いします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は2月21日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の21ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

南部部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

植田委員 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は2月21日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の25ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

南部部長            それでは、それぞれの地区からご報告いただきましたが、別途審議を行いますので、ご意見、ご質問がありましたら発言願ひします。

南部部長            それでは、意見もないようなので、この案件について採決したいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条により〇〇〇〇〇委員には、採決の間、退室をお願いします。

(〇〇〇〇〇委員 退室)

南部部長            議事を再開します。  
それでは、議案書の第4号議案10ページのNo.23～11ページのNo.25について、承認してよろしいか。

一同                異議なし

南部部長            それでは、議案書の第4号議案10ページのNo.23～11ページのNo.25について、承認いたします。  
退室した〇〇〇〇〇委員に入室してもらってください。

(〇〇〇〇〇委員 入室)

南部部長            議事を再開いたします。それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願ひします。

南部部長            それでは他に意見もありませんので、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。

松江局長            報告します。第9回農地部定例会議案については、全て承認です。

南部部長           ただいま事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同                異議なし

南部部長           それでは報告のとおり承認します。  
                      以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

南部部長           他にないですか。ないようですので、事務局から事務連絡がありましたら  
                      お願いします。

事務局             なし

南部部長           以上をもちまして、第9回農地部定例会を閉会いたします。次回は、3月  
                      25日で予定いたしております。本日は大変ご苦労さまでした。

閉        会